

第二百一回国会 衆議院 経済産業委員会 議 録 第 五 号

令和二年四月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達九君 理事 鰐淵 洋子君

理事 哇元 将吾君 理事 穴見 陽一君

安藤 高夫君 石川 昭政君

石崎 徹君 岡下 昌平君

神田 裕君 高村 正大君

國場幸之助君 武部 新君

辻 清人君 出畑 実君

富樫 博之君 野中 厚君

福田 達夫君 穂坂 泰君

星野 剛士君 細田 健一君

三原 朝彦君 山際 大志郎君

吉川 越君 和田 義明君

浅野 哲君 落合 貴之君

柿沢 未途君 齊木 武志君

宮川 伸君 山崎 誠君

中野 洋昌君 笠井 亮君

串田 誠一君

経済産業大臣 梶山 弘志君

経済産業副大臣 松本 洋平君

経済産業大臣政務官 中野 洋昌君

衆議院議事部長 今岡 武史君

政府特別補佐人 杉本 和行君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 岩崎 俊一君

(内閣官房小型無人機等対策推進室審議官)

政府参考人 森 源二君

(経済省大臣官房審議官)

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 赤澤 公省君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電 竹村 晃一君

気通信事業部長) 田原 康生君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電 波部長) 竹内 努君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 矢野 和彦君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 糟谷 敏秀君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房長 藤木 俊光君

官) 務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 藤木 俊光君

官) 藤木 俊光君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ 松山 泰浩君

ルギー・新エネルギー部 村瀬 佳史君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ 渡邊 政嘉君

ガス事業部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 佐野圭以子君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 佐野圭以子君

委員の異動

四月十日

補欠選任

出畑 実君

國場幸之助君

足立 康史君

同日

補欠選任

串田 誠一君

足立 康史君

同日

補欠選任

出畑 実君

國場幸之助君

足立 康史君

同日

補欠選任

串田 誠一君

足立 康史君

同日

補欠選任

出畑 実君

國場幸之助君

足立 康史君

同日

補欠選任

串田 誠一君

足立 康史君

同日

補欠選任

串田 誠一君

足立 康史君

同日

補欠選任

串田 誠一君

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として総務

省大臣官房審議官森源二君、経済産業省大臣官房

長糟谷敏秀君、経済産業省電力・ガス取引監視等

委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長

官高橋泰三君、資源エネルギー庁次長平井裕秀

君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳

史君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出

席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。岡下昌平君。

○岡下委員 おはようございます。自民党の岡下

昌平でございます。

きょうは、先週の経済産業委員会で議題となり

ました、まず関西電力の金品受領問題に関連して

質問させていただきたいと存じます。

このマスクは、曇りにくい、地元の界の手拭い

で秘書が手づくりでつくっていたいただいたマスクを

着用させていただきました。済みませんが、よろし

くお願いいたします。

まず、関西電力の金品受領問題、これは報道さ

れたときに、まず、小判という言葉が出てきて、

一体どここのいつの時代のことだろうと、それに憤

りを感じた国民は非常に多かったのではないかと

思います。

今回の件、非常に残念に思っております。電気

料金を支払っていたら消費の皆様だけ

でなくて、やはり現場の一生懸命働いていらっ

しやる社員の皆様方にも非常に残念な思いをさせ

たのではないかと思います。

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進

めます。

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進

第一類第九号 経済産業委員会議録第五号 令和二年四月十日

現場の人が最も悪くて上はあずかり知らなかつた
と、そのことを必死に強調しているニュースリ
リースが出て、特に、さつきも申し上げましたけ
れども、一般職の人がいろいろなことを上司に発
言する、そのことをもって処分したんだという説
明が、私は、いかに組織にとつて今後根を残り
すか、このことは強く指摘したいと思うんです
よ。

大臣にお伺いします。

大臣は、そもそも、御答弁にもありましたけれ
ども、二十八日の夕方知つたというお話があり
ました。二十六日に情報開示請求があり、先ほど
長官は二十七の夜に知つたとありましたけれど
も、大臣が知つたのは二十八の夕方でありませ
ぬ。何でこれほどの重要な案件を大臣に真つすぐ
伝えなかつたのか、この点も私は不思議で仕方
ありません。大臣、もちろん組織を信用されてお
られると思いますし、大事な部下の皆さんだと思
いますけれども、しかし、私は、現場の人が最も
責任があるかのように書かれているこのことにつ
いて、全く納得ができません。

御見解と、そして、私から、この件について再
調査するべきだ、この思いをお伝えさせていただきます。

○梶山国務大臣 私に報告があつたのは二十八日
土曜日の夕刻、コロナ関係の会議のある直前とい
うことでありました。このことをもつても、幹部
への報告がおくれているということ。そして、事
実関係をしっかりと調べた上で、責任はやはり
しっかりと私と始めて管理職、そして上に立つ
者が持つこととありませぬけれども、その中
身については、しっかりとどういう事実関係で
あつたかということをお調べと、指示を出して
、また、その決裁文書の正当性として有効性
というものも確認するようにということで、後の
手続につながるものと思っております。

決裁手続の事務運用もやはりしっかりと見直し
なければならぬと思っておりますし、公文書の
ガイドラインをつくって、そしてさまざまなボス

トもつくつたけれども、なかなかこれが機能して
いないということであれば、それをしっかりと機能
させる仕組みづくりということももう一段深掘り
して考えていかなければならないという思いであ
ります。しっかりとどういったことをこれからの
再発防止のために変えてまいりたいと思つており
ます。

○山岡委員 大臣、もう一度お伺いします。

私は、今後の運用のことについて大臣に問うた
のではございません。今この委員会の中でも明らか
にさせていただきましたが、ニュースリリースが
明らかに現場に過剰に責任があつたかのように書
かれていたのではないかと、そして大臣に話が行く
時間の遅さ、このことを含めて、今お話がありま
したけれども、そもそも中身がきちんと適正な
ものなのかどうか、このことを再調査していただ
きませんかということをお願いをさせていただき
ました。

大臣、もう一度御答弁をお願いいたします。

○梶山国務大臣 事実関係については調査をした
ところでありまして、当然、省全体の責任であり
ますし、今後の再発防止に取り組んでいくとい
うことにならざるを得ません。

一人のせいにしていくわけではありませぬ。組
織的に運用がもう甘くなつていたということも私
は認識しております。その運用をしっかりとさせ
るためにどうしたらいいのかということは今後厳
重に考えてまいりたいと思っております。

○山岡委員 一番上層部は、言うなれば、監督責
任があつた最初に答弁がございましたけれども、
そのことに対する処分のみならず、監督責任
という観点から、決裁権者がさまざまかわつ
ているんですよ、当事者ですよ。

さらには、このニュースリリース。責任をとる
のは大臣御自身だということをお話がありました。も
ちろん、発出しているのは大臣名で発出しており
ますけれども、今回の専決という、省内が決裁を
行つて大臣名で発出するという出来事について、
極めてこの中身についても大きな不信感があり、

そして、もちろん、これから、コロナウィルス
を始め、経済産業省はそうした経済対策の中心に
なつていかなければいけない。
その中であつて、私は、きちんと正すべきは正
す、こうであつてほしいと思つたので、大臣
に、これは繰り返す必要がありますけれども、再調査
をしていただきたい、このことを強く要請させて
いただきました。私の質問を終わらせていただき
ます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。
私も引き続き、関西電力に対する業務改善命令
の一連の事務手続において経済産業省の中で不適
切な取扱いがあつたという点について質問をさせ
ていただきたいと思つています。

山岡委員からは、今、事実確認の質問がござい
ました。私からも、その補足の確認と、あとは、
これまでの経産省内における文書管理体制、そし
て研修体制について質問をさせていただきたいと
思つていますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、事実確認の補足確認をさせていただ
きたいたんですが、先ほど山岡委員が準備された
資料の四のところに、決裁文書の写しがございま
した。三月十六日に、誤りに気づいて、その後業
務改善命令の再発出のための文書決裁が行われた
際の文書で、その中に、最後の一文なんですが、
「業務改善命令を通知してよろしいか伺います。」
という文言がございまして。

ただ、私が確認したところ、この決裁文書、こ
の文書が決裁された後、三月二十六日の不適切処
理が発覚するまでの間、業務改善命令が再発出さ
れたという事実が確認できませんでした。

まず伺いたいのは、この誤りに気づいてから再
作成をされた、再決裁をされた後に、三月二十六
日までの不正発覚までの間、業務改善命令が再
発出されたのかどうか、この事実を確認したい。
また、加えて、もし再発出していなかった場合
に、これは決裁文書に書かれている内容と異なる
手続がとられたというふうな受けとめられるわけ

ですけれども、この点についても御認識を伺いた
いと思つています。お願ひします。
○平井政府参考人 お答え申し上げます。
まず、御指摘の、三月十六日に業務改善命令の
再決裁を行った後、三月二十六日までの間に業務
改善命令の再発出を行ったかというところにつ
きましては、再発出は行つていません。その点につ
きましては御指摘のとおりでございます。今回
の事案に關しましては、廃案及び再決裁に係る起
案の決裁を終えた後に、既に関西電力に手交して
いる業務改善命令文を回収し、改めて再決裁の起
案に基づく業務改善命令文を手交することが適切
な行政手続であつたと考えるわけでございます。
経済産業省といたしましては、今回の一連の不
適切な行政手続を真摯に反省した上で、今後、適
切な行政手続を進めてまいりたいというふうな考
えております。

○浅野委員 今御答弁にもありましたけれども、
今回、まず日付、事実とは異なる日付で決裁が行
われたということ、それに加えて、決裁した文
書、再決裁された文書に書かれている事務手続す
ら行われていなかったこと、やはりこういつた一
連の事実を見ますと、現在の経産省内の文書管理
体制、事務手続、事務的プロセスを正当に行うこ
の管理体制というのが、かなり現状、問題がある
状態ではないかというふうな我々には危惧してお
ります。

続いて、もう二、三点伺いますが、質問の順番
をちよつと変更させていただきます。本日の配
付資料にございます二ページ目、資料の二という
ところをごらんいただきたいんですが、その⑥
と書かれているところ、今回の再決裁を考案した
担当者の上記に当たる管理職級職員として指定職
級職員という二名の職員が掲載されているわけで
すけれども、この職員の中に文書管理者あるいは
文書管理担当者というのはいまありませんでし
ょうか。

○平井政府参考人 御指摘のプレスリリースの一
の六にあります管理職級職員は、文書管理者でござ
います。

○浅野委員 文書管理者だということですから、これは、この同じプレスリリースの④に書かれていた部分について、電取の事務局と資源エネルギー庁の間で確認を行った際、業務改善命令を再発出することというのとは、議論されたんでしようか。されたかされないかにかかわらず、この確認作業に関する記録した文書は存在するの。そして、その記録した文書というのは文書管理者によって確認されていたのか。この点について伺わせていただきたいと思ひます。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。電取事務局と資源エネルギー庁の間では、電取委に意見聴取することを確認したところでございまして、業務改善命令の再発出については議論をしておりません。このため、これを記録した文書も存在しないという状況でございます。

○浅野委員 今の答弁は少し不十分だと思ひます。私が伺ったのは、議論したかどうかにかかわらず、この確認作業を記録してある文書が存在するの。ということ。議論していないのであればそのテーマについての文書が残っていないのは当然なんですけれども、議論してはなくても、その確認作業自体を記録した文書というのは残っていますか。

○平井政府参考人 再度お答え申し上げます。確認作業をしていないというためにそうした文書が残っているところはないわけではございません。逆に、確認したところを踏まえたものは決裁の文書としてその記述がされているわけですが、ただ、その文書の決裁の日付については、誤った日付が記載されているという事実でございます。

○浅野委員 ちよつと質問と回答が噛み合っておりませんが、もう一度だけ伺ひます。私が伺ひたいのは、電取事務局とエネルギー庁の職員がやりとりをされた際の記録が残っているか。そのやりとりを踏まえて決裁文書が作成されて、

その文書が残っているのは我々も目にしていきますからわかりますけれども、この決裁文書をつくるに当たって、その事前作業として、電取事務局とエネルギー庁の職員の方が確認作業をしたときの記録が残っているかどうかを聞いています。

○平井政府参考人 済みません。再三にわたる答弁になりまして、失礼いたしました。この電取事務局と資源エネルギー庁の間の確認作業は、口頭で行っております。この口頭の確認作業についての文書というのは残っておりません。

○浅野委員 本日の配付資料の七をごらんください。さういふことで、真ん中あたりに赤線が引いてございしますが、文書作成に係る記述になります。これは、「経済産業省内部の打合せや経済産業省外部の者との折衝等を含め」、略しますが、「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」と記載がございします。そして、その下の部分、第十三条のところになります。この文書と

はつきりと明記がされております。今、いわゆるこの決裁文書を作成するに当たって電取事務局とエネルギー庁の職員の方が打合せをしたことというのは、これは要するに事務作業の方向性に影響を及ぼす行為だと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。今の口頭の会話につきまして、要すれば、役所の中で会話されている全ての手続というか会話の中で、こうした打合せ等の今後の行政の方針にかかわるものというところになるわけではございませんけれども、なかんずく、本件にしましては、そうしたものを最終的にどういうふうな処理するのかというところを決裁文書の中で表現しているわけではございまして、その事前にあつたところの手続を全て記録しているわけではないというのが現状でございます。

これが、その第十二条の二に当たるかどうかというところの判断については、全て我々のところまで全部決裁していかどうかというところの疑念の余地が残るのかもしれないけれども、念の余地を残すわけではない、物理的にはできない以上は、その重要性を一つ一つの現場のところで判断するよりはかかないというのが現状でございます。

○浅野委員 見解は伺ひましたけれども、やはり、今回は、まず初めに、本来あるべき事務プロセスの一部が欠損した状態であるということに気づいて、それをどう対処するかというための打合せだったはず。その結果として今回のような決裁文書上での不適切な処理になつてしまつたわけですが、やはり、こういったことを防ぐために文書を作成するという規則が定められているわけですから、現場の判断と必らずしも否定しませんが、少なくとも、今回のような、非定常な、日常にはない、本来あるべきでないプロセスによつてスタートした手続については、文書を作成すべきだと私は思ひます。

続いての質問に移りますけれども、今回の不適切な手続によつて、数名の職員の方が処分をされました。ただ、この処分内容というのが軽過ぎるのではないかと、指摘を我々はしております。本日の配付資料の、資料の四をごらんください。こちらには、平成三十年に改正された人事院による懲戒処分の指針の一部抜粋をしております。赤線の部分、これが新たに改正によつて追加された部分ですけれども、公文書の不適正な取扱いをした場合、免職又は停職とするとか、停職、減給又は戒告とするという処分が記載されております。

今回は戒告なんですけれども、余りにも軽いのではないかと、免職又は停職とするというふうな書いてあるにもかかわらず、決裁をしたということでは、虚偽の公文書を作成したということではないでしょうか。だとすれば、照らし合わせれば、免職又は停職ということになるんですけれども、今

回、戒告ということ、どう整合性をとつていらっしゃるのか、その部分について見解を伺ひます。

○糧谷政府参考人 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書の作成とは、刑法百五十六条に規定をする虚偽の文書の作成をいうふうなことにされております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと取り繕つた手続面に問題があるわけではございませんが、意見聴取を全く行わずに文書上でつち上げを行うといった行為、また、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめる行為、こうした行為は行われていないわけではございません。こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考へたため、免職や停職といった処分は行っていないところでございします。

人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものでありまして、具体的な処分、量定の決定に当たっては、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応などを総合的に勘案することとされております。

今回の事案も、ほかと同様の事例と比較をした上で処分を決定しております。軽い処分とは考へていないところでございします。

○浅野委員 今官房長が御答弁いただいた内容の考へ方が整理された省の内規あるいは文書というのは存在しますでしょうか。

○糧谷政府参考人 人事院の指針に従つて、先ほど申し上げたような考へ方に従つて処分を行つていくところでございします。

○浅野委員 であるならば、人事院の指針に従つてはいいけれども、余りにもここに書かれていることと実際の処分内容とがかけ離れている。しかも、今の説明を聞けばもっともらしく聞かれますけれども、それを担保する基準というのがないわけですね。あくまでも総合的判断、あくまでも現場の、定量的ではなく定性的、感覚的判断に基づいて行われているというふうな思われま

思います。

平成三十年の七月二十日に行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定というのがございまして。この中で、「公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進」という項目がございまして、内閣官房が主導して、各府省が人事評価実施規程等を改正、文書管理の状況を人事評価に反映させるという項目がございまして、私が事前に事務方に聞いたところ、経済産業省の内規としては、一般職の職員に非違行為に対する規定というものはあるようなんです。しかしながら、管理職に対する規定というものは存在しないという回答を、けさ大臣官房から回答をもらいました。ただ、それですと、やはりこの閣僚会議決定の内容に照らすと、本来は管理職に対する処分規定も設けるべきだと思っておりますので、ここについては、ちよつと通告できておりませんが、大臣の御所見と、私はぜひ管理職についても規定を設けるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○梶山國務大臣 今回の不祥事を受けまして、いろいろなことをまた検討していかねばならないと思っております。今委員からお話ありましたように、公文書に関しては、そのコンプライアンス意識改革を促す取組の推進ということで、研修の充実であるとか人事制度面の取組、これは人事評価の部分ですね、あとは体制面ということで、ポストをつくったり組織をつくったりということでありまして、なかなか現状、経産省においてはそれが機能していないというのが現実だと私も感じております。しっかりとこれを補完する何かしら制度をつくらなければならない、また、対応を行っていないかなければならないという思いを現在持っております。

○浅野委員 時間も残り少なくなってきましたので、ここからは文書管理体制について質問をさせていただきますかと思っております。当初通告していた質問をちよつと何点か飛ばさ

せていただきましたが、質問通告書の二の③の部分について質問をしますが、先ほど少し質問にも含まれましたが、文書管理者と文書管理担当者というのが省の中にはおります。文書管理者は課長、室長クラスが充てられて、現在エネ庁の中には二十二名います。そして、この文書管理者の事務を補佐する目的で文書管理担当者というのを置くことになってるんですが、総括補佐クラスの職員をあてがって、これも二十二名いるということなんです。

ただ、今回のような、管理職ではない一般職員の方々が、やはり、最初ミスに気づいて、日付の変更を行い決裁を直そうというような発想に至ったということを踏まえれば、比較的若い職員の方々や管理職ではない方々に対するコンプライアンス意識の徹底というものの必要性があるように感じます。

私からの提案なんですけど、この文書管理担当者、今は総括補佐クラスの方だけがなっておりますけれども、これは人数が一名でなければいけない理由はありませんので、文書管理者に対して複数名の文書管理担当者を指名して、現場の文書管理能力、文書管理体制を強化すべきと考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○積谷政府参考人 今御質問いただきましたように、文書管理の実施責任者、これは課長とか室長という文書管理者でございまして、その文書管理者が文書管理担当者を指名をしております。大体、これは総括補佐一名を充てておるわけでございます。

ただ、それに加えて、書誌情報ですとかシステム管理などを補助するための文書管理補助者も各課室で指名をされてるところでございます。○浅野委員 今の答弁ですと、ほかの方も指名しているということなんですけど、要は、今の担当者よりもっと多くの人に担当者意識を持っていただいで、当事者意識を持っていただいで、省全体として意識を高めていく体制にするべきだということなんですけど、大臣、いかがでしょうか。

○梶山國務大臣 現状の体制でしっかりとできていないというのは現実でありますから、委員のおっしゃったことも含めて、どういう対応をするかということを検討してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。では、続いて、今回のプレスリリースにも掲載されておりますが、今回のような事案を再発させないための今後の対策についての質問をさせていただきます。

これも時間の関係で質問を省略させていただきますけれども、現状、行政文書の適正管理のために必要な研修、どのような規模で、どのような時期に、そしてどのくらいの職員が受講されているのか、まず事実関係を確認させていただきます。

○積谷政府参考人 新規採用職員向けですとか新任管理職向けといったさまざまな階層に応じた研修、また文書管理を行う担当者向けの研修など、さまざまに行っておりますが、特に平成三十年度以降におきましては、毎年、非常勤職員を含む全職員を対象に、公文書管理に関するEラーニング研修を実施しております。

平成三十年度は九千八百九名、令和元年度は一万八千四百名が受講しております、受講率はそれぞれ九九・八％、九九・五％となっております。

○浅野委員 Eラーニングについてはほぼ全職員が毎年受講しているということですが、けれども、そういった中で今回のようなケースが起こった。やはり、これをそのまま、このとおり続けていけばいいかといったら、そこはやはり再検討をしなければならないんじゃないかと思っております。私もいろいろ調べさせていただきまして、先ほど触れた平成三十年の閣僚会議決定の内容では、文書管理者や幹部職員を対象とする対面研修を行うということと、あとは新規採用時の研修、そして全職員を対象としたEラーニング研修、こういったことが今行われているわけですが、やはり、人数を考えれば難しいというのはわかるんで

すけれども、こういう状況が起こった以上は、一度、全職員に対しても、対面研修なり、Eラーニング研修ではない、直接当事者意識を生むような研修を行った方がよいのではないかと思います。例えば、私が以前働いていた企業などでは、こういうコンプライアンス問題や何らかの業務上の不適切な事象が起こった場合には、Eラーニングももちろんやりますけれども、必ず各職場で、例えば上司によって訓示があったり、あるいは何らかの対面研修があったり、こういうことを徹底しています。

ですから、省庁においても同様の、今回の事例を踏まえた、より一歩踏み込んだ周知徹底の取組というのをやるべきだと思っておりますけれども、大臣の御見解をお伺いします。

○梶山國務大臣 今回の件を受けまして、次官名で文書を発出しております。さらにまた、委員がおっしゃいましたように、こういうときにこそ、対面での研修であるとか、やはり身近にそういう例があるときにやるべきだと思っております。これも検討させていただきますかと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。時間もなくなってきましたので、最後に一問だけ伺いたいと思っております。大臣に最後は伺いたいと思っておりますが、今回の一連の不適切な取組、やはり、大臣もおっしゃっているように、現場における意識の低下、管理の甘さ、体制の不備、こういったものが表面化してきた例だと思っております。

こういうのが一つ起こる背景には、何十もの同様な例があるというふうには言われております。ハイリットとの法則というふうには言われても、今回の事例というのはあくまでも氷山の一角である、今は見えていないその他多くの潜在的な問題に対しても、しっかりと今後、省として取り組んでいかなければいけないと思っておりますけれども、今後の再発防止を徹底して、二度とこういうことは起こさないということに対する大臣の最後の決意、答弁をいただきたいと思っております。

○梶山國務大臣 事前にいろいろな兆候があるというの、やはり現場において、ヒヤリ・ハット運動とか、そういうことも含めて、必ずあるとは思っております。

そして、今回も、結果としては不適切な事務手続ということになりましたけれども、そのほかには、決裁の過程での運用が非常に曖昧であったということも含めて、途中で気づくことができなかったということもありますので、しっかりとこの辺を、運用も含めて、管理職も含めて、上に立つ者も含めて、しっかりと決裁の手続での運用というものが図ってまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、齊木武志君。

○齊木委員 立国社の齊木武志でございます。私も、引き続き、集中審議ということで、今回のミス隠しの事案について、また電取のあるべき姿について御議論をさせていただければというふうに思っております。

まず冒頭、大臣にお伺いいたします。触れられておりますが、平成三十年九月七日に、人事院事務総長の名前で、懲戒処分指針についての一部改正の通知が出されました。これは、公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀損した職員は、免職又は停職とする、イ、決裁文書を変更した職員は、免職又は停職とする、大変厳しい、厳格化といえますか指針だと思いますけれども、この人事院事務総長の厳格化、公文書改ざんに関しては厳罰をもって臨みますという指針を出したときの内閣府特命担当大臣、公文書管理担当大臣はどなたでしょうか。

○梶山國務大臣 私が公文書管理の特命担当大臣でございます。

○齊木委員 大変厳しい改正だと私は受けとめました、なぜこのような厳格化を主導されたんですか。

でしょうか。

○梶山國務大臣 当時、公文書のあり方というのが議論をされておりました、計十二回にわたって外部の有識者を中心とする公文書管理委員会というものが開かれました。そして、その中の六回がガイドラインの作成ということで、各省庁のガイドラインも全て、一枚一枚見ただで対応していったということでありまして、その中で、多くの方がやはり罰則も必要だということであろう形になったと記憶しております。

○齊木委員 当時は、森友問題、そして防衛省の日報隠し問題が国会でも大変議論になっておりました。そういった意味、公務員が後から文書を書きかえたり隠したり、こういうことをしないように、こういう厳格化をされたと主導しておりますが、そのような目的があったんでしょうか。

○梶山國務大臣 やはり罰則が必要だということになったと思っております。

○齊木委員 そのように、国民に向けて、これはいわゆる看板です、公務員には今後二度と改ざんはさせませんよ、したら厳罰に処しますよと言った大臣、主導された大臣が、私は、今回の、戒告ですか、一番軽い国家公務員の法律にのっとった処分、四段階のうち一番軽いと思っておりますけれども、これ、なぜ免職又は停職ではないんでしょうか。

○梶山國務大臣 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書作成とは刑法第五十六条に規定する虚偽の文書の作成をいうとされております。このため、刑法犯が成立する蓋然性が高いと判断されたケースでは、指針の標準量刑に従って、免職又は停職を軸に検討すべきものと理解をしております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと取り繕った手続面に問題がありますが、意見聴取を全く行わず、文書上でつち上げを行うといった行為や、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめるといった行為は行われておりません。こうした点や他の事例を総合的に見た際に、刑法

犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行っていないということになります。

また、人事院の懲戒処分指針は標準的な例を示したものであり、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応など、総合的に勘案することとされております。今回の事案も他の同様の事例と比較した上で処分を決定しており、懲戒という中で戒告は一つの種類でありますけれども、軽い処分とは考えておりません。

○齊木委員 看板と事実が違うというのが国民の率直な感想だと思います。

森友問題、そして防衛省の日報隠し問題、大変、どうしても鏡が関の役人さんは事実をねじ曲げられるんじゃないか、隠せるんじゃないか、そういうことをやめましょうということ、公開性、そして透明性を高められたのは大臣御自身です。なぜ、経産省の大臣になったら総合的勘案を乱発されるんでしょうか。

○梶山國務大臣 この事案が発覚したときに、私は、全体像をしっかりと調査するようにということを申しました。そして、手続に瑕疵がないかどうか、もし瑕疵があるのであれば修正も含めてどうするかも対応しろということも申しました。

隠せるものでもありませんし、正直に申し述べた上でどういう対応をするかということでありまして、この懲戒につきましても、先ほど申しましたように、刑法犯が適用されるかどうかという蓋然性をもって判断をしたことでもあります。

○齊木委員 刑法第五十六条に二重言及されましたので、そのところ、ちよつと条文をひもひもてみたいと思います。

虚偽公文書作成等は刑法でどう規定されているか。第五十六条、読み上げます。「公務員が、その職務に關し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図面を作成し、又は文書若しくは図面を變造したときは、印章又は署名の有無により區別し

て、前二条の例による。」というのが、百五十六条、虚偽公文書作成罪の規定ですね。

ここで言う文書の虚偽作成とはどういうものか。これは、この文書の作成権限を有する者が、今回は公務員、まさに経産省の職員で、作成権限を有しておられ、印章も有しております。作成権限を有する者が内容虚偽の文書を作成することを虚偽作成という。これは、日付を十六日とすべきところを十五日として意見聴取を發出しましたという、まさに虚偽ですよ。これは虚偽ではないということですか。日付が違うのは虚偽ではないんですか。

○糟谷政府参考人 お答え申し上げます。

刑法第五十六条で言う虚偽の公文書の作成に当たるか否か、これは司法機関が技術的、専門的な知見をもとに事実関係の当てはめを行った上で最終的に判断されるものであるというふうに考えております。

ただ、今回の事案は事実と異なる日に決裁をしたと取り繕った、私どもはそういうふうにご考慮されるわけですが、そういう手続面に問題はあるわけでありまして、意見聴取を全く行わないで文書上でつち上げを行うとか、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめるとか、こうした行為は行われておりません。

こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えているものでございます。

○齊木委員 まず、官房長、指名するまで答弁ちよつとやめていただけますか。大臣に今お聞きしたんです。

大臣、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょうか。

○梶山國務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なっていることは認識をしております。

虚偽か否かは、刑法上の議論を類推させるものであり、司法機関が技術的、専門的な知見をもと